

愛知県環境影響評価審査会環境影響評価指針部会会議録

1 日時 平成24年7月19日(木) 午後2時から午後4時まで

2 場所 愛知県自治センター 5階 研修室

3 議事

- (1) 部会長の選任について
- (2) 環境影響評価指針の一部改正について
- (3) その他

4 出席者

委員8名、説明のために出席した職員13名

5 傍聴人

傍聴人5名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選任について

- ・ 部会長について、大東委員が互選により選出された。
- ・ 議事録の署名について大東部会長が、夏原委員と柳澤委員を指名した。
- ・ 部会長代理について、大東部会長から岡本委員が指名された。

イ 環境影響評価指針の一部改正について

- ・ 資料2から5までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【岡本委員】これまでの審査の中でも、既存施設の取り壊しに伴う環境影響について、対象事業に係る工事の実施に含まれるかどうかの議論があった。既存施設を取り壊すことにより大きな環境影響が想定されるために、対象事業を実施しないという案が出てくる可能性も考えられる。資料4の2ページに「工事の実施に係る影響要因」とあるが、既存施設の取り壊しに伴う影響も含まれるのか。

【事務局】既存施設を取り壊した場所に、アセス対象となる施設を設置するような一連の事業であれば、取り壊し工事もアセスとする必要がある。既存施設の取り壊し時期が決まっていないなど、アセス対象事業とは別の事業であれば、対象とはならない。

【岡本委員】過去のごみ焼却施設の建設に係るアセスで、既存建物の近くに新施設を建設し、既存施設は取り壊さないというものがあつた。通常は、新施設を建設すれば、いずれは既存施設を壊すことから、一連の事業であると思われる。このあたり

を明確にしないと、既存施設の取り壊しに伴う環境影響が、評価されないままである。

【事務局】施設を撤去するだけの事業は、アセスの対象事業ではない。既存建物を取り壊した場所にアセス対象となる施設を設置する場合は、取り壊し工事をしなければ事業を進めることはできないことから、一連の事業と考えられる。取り壊しに係る工事計画を立てられず、工事量も想定できない段階では、一連の事業といえず、アセスの対象に含めることは困難である。

【那須委員】新しいごみ焼却施設の設置に当たり、既存のごみ焼却施設の取り壊しに伴う影響も含めて評価した方がよい理由は、焼却施設の取り壊しの際に有害物質が生じる可能性があるからと思われる。

【大東部会長】この議論は、指針の改正に当たって、計画の立案段階で、事業に係る位置・規模等に関する複数案の検討を行う際に、既存施設の取扱いも併せて検討すべき内容であると思われる。

【事務局】計画の立案段階において、既存施設の建て替えを前提として事業の位置を選定するA案と既存施設とは別の場所に事業の位置を選定するB案の2つの案を比較・検討することも考えられる。

【井上委員】資料4の1ページに、ゼロ・オプションについて、国の基本的事項では「現実的である限り複数案に含めるよう努めるべき」と記載されているが、指針では記載しないという説明があった。国が主務省令等で、ゼロ・オプションの設定ができる場合を具体的に示しても、指針には盛り込まないということか。国と同様の考えで指針に記載しておいて、具体例等が示された場合は、環境影響評価指針の解説で示すという方法もあると思うがどうか。

【事務局】国の主務省令案が8月に示されると聞いているので、その内容を見ながら検討することとしたい。

【長谷川委員】ゼロ・オプションについて記載しないことのデメリットは大きいと思う。事業を実施しない方が明らかに環境影響が少ない場合でも、事業ありきになってしまう。ゼロ・オプションの案を記載した方がよいと考える。

【大東部会長】ゼロ・オプションに係る記載については、引き続き検討していきたい。

資料3の1(2)で「重大な影響」についての考え方を環境影響評価指針の解説において示すとあるが、解説の位置付けを説明してほしい。

【事務局】指針の解説は、具体的な事例を挙げるなどにより、指針の文言等についての考え方を示したものである。「重大な影響」については、例えば、事業特性や地域特性に応じて重大な影響としてこのような項目が考えられるという解説をしていくことになると思われる。

【井上委員】指針の解説は事務局だけで改正できるのか。

【事務局】指針の改正は審査会に諮っており、解説は指針を改正する際の審査会での検討経緯等を踏まえて作成している。

【井上委員】できる限り解説ではなく、指針の中で規定していく方が望ましいと考える。

【岡本委員】指針の解説に記載されている量が少ないと感じる。指針の解説に記載がないことを理由にして、事業者が勝手に判断することがないようにしてほしい。

【事務局】記載する量を抑えるという考えはなく、それぞれの指針の内容について必要十分な解説を盛り込むことを考えている。今回は、配慮書に係る記述が増加するので、指針の解説の全体量はかなり増えると思う。指針に盛り込むべきとか、具体例として指針の解説に記載すべきことがあれば、御意見をいただきたい。審査会で議論し、指針の本文を整理した後に、検討経緯等を踏まえ、指針の解説を整理していく。

【大東部会長】指針及び指針の解説の改正はセットということであり、この部会において意見をいただければ、指針の解説にも盛り込まれていくということである。

資料3の1(3)で、生態系の予測・評価を簡便な手法で行うことが記載されている。以前はスーパーコンピュータでシミュレーションをしていたことでも、今では簡単にパソコンでできるようになった。生態系の予測についても、一定の条件をつければ、ある程度できるという意見も出ている。そういう簡便な手法があれば、指針に盛り込むことができると思う。

【夏原委員】配慮書段階であるため、できるだけ簡便な手法があれば望ましいが、この段階で重要なことは、広域的な視点である。方法書以降では、個々のブナ林であるとか湿地であるとか一つの場所の生態系について評価することが多い。配慮書段階では、その場所で事業を行うことが、地域の生態系のネットワークとしてどうかという評価ができるような仕組みが必要である。

【柳澤委員】資料3の1(5)の既存資料について、できる限り新しい資料がよいという記述について、その場所の生態系の状況が維持されていれば、既存資料として利用できるが、既存資料の記録から状況が変わっていれば資料として利用できない。私の経験から言わせてもらえば5年以上前の記録は現状を示していないというぐらゐに考えている。愛知県では特に海岸の様子は随分変わってきている。

【大東部会長】これまでの審査会でも、データが古すぎるという意見もあった。既存資料をどこまで集められるかにもよるが、データがあまりにも古ければ、現地調査をすることになる。

【井上委員】資料4の6ページの意見聴取において、「計画の立案に複数の段階がある場合は」と記載されているが、配慮書の案、配慮書のほかにも段階があるということか。

【事務局】配慮書については、必ず一回作成しなければならず、1つの段階に該当する。配慮書の案については、複数回の場合もあれば、1回の場合や、全くない場合もある。

【井上委員】配慮書の案を作成せずに、配慮書だけの場合はあるか。配慮書の案は作成しないといけないものか。

【事務局】配慮書の案は、作成しなくてもよい。

【井上委員】資料4の6ページの2つ目の丸で示される「意見聴取に当たっては、配慮書の案又は配慮書のいずれか配慮書事業者が適切と判断する図書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努める。」は削除した方がわかりやすいのではないか。

【大東部会長】「計画の立案に複数の段階がある」という部分のイメージが掴みにくいと思われる。「複数の段階」というのは、まず位置・規模を決め、その後に配置や

構造を決めていくというように、複数のステップを踏んで、より丁寧に進めていくことを想定している。資料4の6ページの三つ目の丸は、そのようなことをカバーしていると考えられる。分かりやすい表現にできるならば、修正していただきたい。

【長谷川委員】資料4の6ページの意見聴取の方法について、6ページではインターネットへの掲載による方法を規定しないと記述されているが、7ページではインターネットの利用等により公表とされている。一般からの意見はインターネットにより提出できるのか。

【事務局】配慮書に関して公表する段階は二段階ある。一段階目は、一般からの意見聴取の手続を開始することを公表する段階である。二段階目は、実際に配慮書を公表し、意見を求める段階である。一段階目で事業者のウェブサイトに掲載しても一般には周知されないため、6ページではインターネットによる方法は規定していない。二段階目は、実際に意見を求める段階であるため、インターネットを利用して、公表すべきであると考えている。

【大東部会長】一段階目でも、事業者のウェブサイトに掲載してもよいのではないか。

【事務局】6ページの意見聴取の方法については、「以下の方法のうちいずれかの適切な方法で公表する」という意味であるため、インターネットの利用は記載しなかった。ご指摘のとおり、「以下の方法のうちいずれかの適切な方法及びインターネットによる」と修正することは考えられる。

【夏原委員】インターネットの利用とあるが、事業者のウェブサイトに掲載されるのか。それとも、愛知県のウェブサイトに掲載されるのか。

【事務局】事業者のウェブサイトに掲載することを想定している。愛知県のウェブサイトでは、事業者のウェブサイトへのリンク貼りの協力はしたい。

【井上委員】一般からの意見聴取については、「意見を求めるよう努めることとし、」のように努力規定となっているが、必ず行ってほしいと思っている。「意見を求めない場合は、その理由を明らかにする。」とあるが、どのような理由を想定しているのか。

【事務局】現時点で、意見を求めなくてよい理由を示すことは難しい。意見を求めることが事業に支障が生じることをきちんと説明できるのであれば、意見を求めないことがありうるが、説明できなければ一般から意見を求めることになると思われる。

【井上委員】配慮書に対して、知事は意見を言えるのか。

【事務局】参考資料1の3ページの第四条の七に記載されているとおり、知事は意見を述べることができるとされている。

【井上委員】配慮書について理由を明らかにして一般に意見を求めない場合、知事意見で、配慮書について一般からの意見を求めるように意見を言うことができるか。

【事務局】一般からの意見聴取は努力規定であり、知事意見でそれを求めることはできない。

【井上委員】配慮書について一般から意見を求めない事例ばかりになる気がする。

【事務局】事業者から事前に相談があれば、合理的な理由がない限り一般からの意見聴取を行うように指導していく。

【大東部会長】配慮書の段階で、いろいろな意見を求めて、最終的に事業計画を策定

していく原則は変わらない。事業の内容によっては、事業計画を公表すること自体が支障になる場合がないとは言えず、そのような場合を担保できる規定になっていると捉えている。

【井上委員】事業を想定している場所の土地の地価高騰を抑えるため、場所を公表したくないという理由で、一般からの意見を求めなくてもよいならば、ほとんどの事例で一般からの意見聴取が行われたいのではないかと聞いている。

【大東部会長】理由を明らかにすることで、ブレーキをかけるしかない。愛知県としては、配慮書に対する知事意見を述べることを考えているのか。

【事務局】知事意見を述べることになると考えている。

【大東部会長】配慮書が送付されれば、知事意見を述べるために、本審査会に諮られることになる。

【長谷川委員】資料3の2(6)で生物多様性オフセットについては今後の課題として整理されていると記述されているが、同じ環境部内のエコシステムアプローチ検討会で代償ミティゲーションについて検討していると思う。その検討結果を環境影響評価指針に反映したらどうか。事業実施区域内で環境保全措置を行うのは限界があるため、事業実施区域の外でオフセットできる仕組みを盛り込めればと思う。保全措置の優先順位についても、まず事業実施区域内での措置を検討した上で、事業実施区域の外での措置を検討すべきであるという順位制を明確にする必要がある。工場立地法で、工場敷地の緑地面積率が20%から5%に緩和されたこともあり、これまで以上に緑地が減少していくこととなる。生物多様性オフセットについて、前向きに検討いただきたい。

【事務局】委員のご指摘のとおり、自然環境課において代償ミティゲーションの制度作りを行っている。1ha以上の開発がある場合、生物多様性や生態系にどのように影響があるのかを調べ、事業予定地内で対応できなければ、県が構想している生態系ネットワークの中で代償することで、ミティゲーションとして認めるという考えに基づいて制度設計しており、今年度中には取りまとまる予定である。専門家にも意見を聴きながら検討しており、おそらく全国初の試みとなる。このため、まだ実績が少なく、環境影響評価条例の制度として取り入れるには、現段階では少し冒険的な部分がある。ある程度の実績が得られれば、アセスにも盛り込むという考えもある。

【大東部会長】現時点では環境影響評価指針に盛り込むことは難しいが、他の仕組みで実績を積んで、目途が立った段階で環境影響評価指針に盛り込むという説明であった。そのことがわかるように、指針の解説などに記載する方法もある。

【柳澤委員】風車に、鳥類、特に猛禽類がかなり衝突している。愛知県は、猛禽類が渡りルートとして通過する有名な地域であり、海岸沿いや峠などの風力発電所の適地は、おそらく猛禽類の渡りのルートであると思う。それに対応できるよう、現況の渡りのルートについてチェックしていただきたい。

【大東部会長】そのような情報があれば、配慮書の段階で、立地の検討に利用されることになる。

【事務局】環境部内で情報共有する。事案が増えていけば、調査結果が蓄積されていくので、その調査結果をどう生かしていくかについても課題として考えていく。

【長谷川委員】資料3の4ページの地域の生物多様性の保全について、個別の事案ごとに審査することが適当と記載されているが、配慮しなくてよい事例があるのか。地域の生物多様性の保全に配慮することを明記してはどうか。

また、環境影響評価指針では、動植物について重要な種だけに着目して評価するとされており、普通種が忘れられている。このため、普通種が少なくなっていく、いずれ絶滅が危惧されることになってしまう。全ての普通種を評価する必要があるということではないが、周囲の状況を俯瞰的に見たときに、ある普通種に影響を与えるのではないかという意見が審査会であれば、チェックする必要がある。例えば、普通種であるモグラは、ミミズの減少に伴い、数が減っている。普通種だからといって評価項目とならず、配慮されない内容となっているので、検討をお願いしたい。

【大東部会長】他にも意見があれば、事務局に伝えてほしい。事務局は、本日の委員からの指摘を踏まえるとともに、8月に予定されている国の主務省令の改正に関するパブリック・コメントで示された案も勘案しながら、改正指針のたたき台となる素案を示していただきたい。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会